

田北会居宅介護支援事業所

(重要事項説明書)

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 当事業所の概要

事業所名	田北会居宅介護支援事業所 (介護保険施設指定番号 2970300055)
所在地	大和郡山市城南町 3-25
法人種別	社会医療法人
代表者	田北 武彦
サービス提供地域	通常の事業実施地域は、大和郡山市内とする。 相談によりその他近隣地域でも可能。
営業時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 土曜日 午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分 日曜・祝日 休み (但し 12 月 29 日～1 月 3 日までは休業) * 営業時間以外の緊急、その他やむを得ない場合はこの限りではありません。 併設施設の電話〔幸寿苑 TEL 0743-54-5011〕により 24 時間連絡可能な体制をとっています。
事業所の職員体制	管理者（主任介護支援専門員） 1 名 事業所の介護支援専門員の管理及び居宅介護支援の利用申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他を一元的に行います。自らも居宅（介護予防）サービス計画の作成等をします。 主任介護支援専門員 1 名以上 介護支援専門員への助言や指導ができ、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践を担います。自らも居宅（介護予防）サービス計画の作成等をします。 介護支援専門員 適正に配置する 介護支援専門員は、居宅（介護予防）サービス計画の作成等を担当します。 * 1 人当たりの担当件数は常勤換算で 45 件未満とします。

2. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

TEL 0743-54-5013 (FAX 0743-54-7770)

3. 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 事業者は、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、要介護者等に提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏ることなく公正中立に行えるように努めます。
- ③ 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

4. 居宅介護支援事業の提供方法及び内容

- ①利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接して、情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- ④提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込み、多様な主体が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤利用者が、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。
- ⑥居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。同意後、計画を利用者および指定居宅サービス事業者、意見を求めた主治医に交付します。
- ⑦居宅サービス計画の新規作成、要介護更新認定、要介護区分の変更認定、その他必要な場合には、サービス担当者会議を開催します。
- ⑧利用者および家族の居宅に毎月訪問して、経過の把握に努めます。
スマートフォン等 ICT を活用して業務を行うことがあります。
- ⑨居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る情報等のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師に提供します。
- ⑩利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- ⑪病院または診療所に入院する必要がある場合、介護支援専門員の事業所名・名前を当該病院または診療所にお伝えいただきますようお願いいたします。
利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院後、円滑に在宅生活へ移行できるように支援します。
- ⑫障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、障害福祉制度における特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ⑬主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、通常よりも頻回に訪問し、状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。
その際にご利用者の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置づけた居宅サービス事業所へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整を行います。

5. 居宅サービスの変更について

利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、合意をもって居宅サービス計画を変更します。

6. 当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7. 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、奈良県国民健康保険団体連合会に提出します。

8. 要介護認定等の申請に係る援助

- ①事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う要介護区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- ②事業者は、利用者が希望する場合は要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

9. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

10. 居宅介護支援の利用方法

(1) サービスの利用開始

要介護者等からの相談は、希望により事業所の相談室、要介護者等の居宅、入所先の施設、入院先の病院へも訪問することを原則とし、電話等にて受け付けます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者の都合で契約を終了する場合には、事業者に対して通知することにより、いつでもこの契約を解約することが出来ます。
- ② 事業者の都合による解約の場合は、1ヶ月以上の期間をおいて、利用者に解約理由を示した文書を通知します。但し、利用者またはその家族などが事業者や介護支援専門員に対して、ハラスメントに該当するとみなされる行為を行なった場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ③ 下記の場合は、自動終了になります。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・利用者の介護認定区分が要支援1・2 または非該当と認定された場合。
 - ・利用者が死亡した場合。
 - ・指定居宅サービスのご利用が3月間無かった場合。

11. 事故への対応

サービス提供中に事故が発生した場合、速やかにその対応を行い、ご家族及び市町村への連絡を行ないます。

12. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 虐待防止の処置を講ずるための担当者を配置します。
- ⑤ 身体拘束について利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。

13. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害が発生した場合の業務継続のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- ① 感染症及び非常災害に係る業務継続計画を作成し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ② 業務継続計画を定期的に見直します。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための処置

感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③感染症の予防及びまん延の防止に係る研修及び訓練を定期的 to 実施します。

15. 苦情の相談窓口

(1) 当事業所の相談窓口

・ 田北会居宅介護支援事業所
管理責任者 浦谷 里美
TEL 0743-54-5013

(2) 公共機関等の苦情受付窓口

・ 大和郡山市役所 介護福祉課介護給付係
所在地 大和郡山市北郡山町 248-4
TEL 0743-53-1151
・ 奈良県国民健康保険団体連合会
所在地 橿原市大久保町 302-1
(奈良市町村会館内)
TEL 0120-21-6899